

令02原機(再)018
令和2年5月22日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
再処理施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第50条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請いたします。

核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定の変更の内容及び理由

1. 変更の内容

平成31年2月18日付け原規規発第19021810号をもって一部変更について認可を受けた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定の一部を別添「核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定 新旧対照表」のとおり変更する。

2. 変更の理由

東海再処理施設（以下「TRP」という。）の廃止措置は、機構の業務運営上の重要課題と位置付け、最優先事項として業務管理を行ってきたところであるが、ガラス固化処理の中断や安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請書の不備など、リスク低減に対する姿勢やマネジメント体制等についての課題が確認された。

TRP の廃止措置に関するマネジメント上の課題として以下を挙げ、それぞれの課題に対し具体的な対策を講じているところである。

- ・ガバナンス機能の強化
- ・プロジェクトマネジメント機能の強化
- ・廃止措置関連業務の遂行能力の強化
- ・機構の各段階における技術事項審査の強化

上記課題を踏まえ、TRP の廃止措置に関する全体計画の策定や工程管理といったプロジェクトマネジメント機能の強化を目的に、プロジェクトマネージャー（再処理廃止措置技術開発センター長）を補佐し、廃止措置に関する基本方針、全体スケジュール及び許認可方針の策定等を統括する「廃止措置推進室」を TRP 内に設置する。さらに、「廃止措置推進室」の設置に伴い、廃止措置技術課の業務を「廃止措置推進室」に移管するとともに、廃止措置技術課を廃止し、「廃止措置推進室」が廃止措置の計画策定に関する業務を行うことから、計画管理課長を技術管理課長に職位の名称を変更する。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定

新 旧 対 照 表 (案)

(変更箇所を_____で示す。)

令和 2 年 5 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定</p> <p>第 I 編 総則 第 1 章 (省略)</p> <p>第 2 章 組織及び職務 第 1 節 組 織 第 4 条 ～ 第 7 条 (省略)</p> <p>第 8 条 ～ 第 14 条 (省略)</p> <p>第 15 条 計画管理課長 第 16 条 ～ 第 16 条の 1 の 3 (省略)</p> <p>第 16 条の 1 の 4 廃止措置技術課長 第 16 条の 2 ～ 第 51 条 (省略)</p> <p>第 3 章 (省略) 第 4 章 (省略) 第 5 章 (省略)</p> <p>第 IV 編 (省略)</p> <p style="text-align: center;">図 一 覧 (省略)</p> <p style="text-align: center;">表 一 覧 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定</p> <p>第 I 編 総則 第 1 章 (変更なし)</p> <p>第 2 章 組織及び職務 第 1 節 組 織 第 4 条 ～ 第 7 条 (変更なし) 第 7 条の 2 <u>廃止措置推進室長</u> 第 8 条 ～ 第 14 条 (変更なし)</p> <p>第 15 条 <u>技術管理課長</u> 第 16 条 ～ 第 16 条の 1 の 3 (変更なし)</p> <p><u>(削る)</u> 第 16 条の 2 ～ 第 51 条 (変更なし)</p> <p>第 3 章 (変更なし) 第 4 章 (変更なし) 第 5 章 (変更なし)</p> <p>第 IV 編 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">図 一 覧 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">表 一 覧 (変更なし)</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設)</p> <p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(計画管理課長を技術管理課長に職位名称変更)</p> <p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置技術課長の職位廃止)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>第 I 編 総 則 第 1 章 通 則</p> <p>第 1 条 ～ 第 3 条の 2 (省略)</p> <p>第 2 章 組織及び職務 第 1 節 組 織</p> <p>(保安管理組織)</p> <p>第 4 条 再処理施設に係る保安活動を実施するための組織は、次の号に掲げる管理職位、核燃料取扱主任者、核燃料取扱主務者及び委員会で構成する。機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 管理責任者</p> <p>1) 監査プロセスの管理責任者</p> <p>2) 本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者</p> <p>3) 核燃料サイクル工学研究所の管理責任者（以下「研究所の管理責任者」という。）</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長</p> <p>(5) 核燃料サイクル工学研究所担当理事（以下「研究所担当理事」という。）</p> <p>(6) 核燃料サイクル工学研究所長（以下「所長」という。）</p> <p>(7) 再処理廃止措置技術開発センター長（以下「センター長」という。）</p> <p>(8) 当直長</p> <p>(9) 技術部長</p> <p>(10) ガラス固化部長</p> <p>(11) 施設管理部長</p> <p>(12) 環境保全部長</p>	<p>第 I 編 総 則 第 1 章 通 則</p> <p>第 1 条 ～ 第 3 条の 2 (変更なし)</p> <p>第 2 章 組織及び職務 第 1 節 組 織</p> <p>(保安管理組織)</p> <p>第 4 条 再処理施設に係る保安活動を実施するための組織は、次の号に掲げる管理職位、核燃料取扱主任者、核燃料取扱主務者及び委員会で構成する。機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</p> <p>(1) ～ (2) (変更なし)</p> <p>(3) 管理責任者</p> <p>1) 監査プロセスの管理責任者</p> <p>2) 本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者</p> <p>3) 核燃料サイクル工学研究所の管理責任者（以下「研究所の管理責任者」という。）</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長</p> <p>(5) 核燃料サイクル工学研究所担当理事（以下「研究所担当理事」という。）</p> <p>(6) 核燃料サイクル工学研究所長（以下「所長」という。）</p> <p>(7) 再処理廃止措置技術開発センター長（以下「センター長」という。）</p> <p>(8) 当直長</p> <p><u>(9) 廃止措置推進室長</u></p> <p>(10) 技術部長</p> <p>(11) ガラス固化部長</p> <p>(12) 施設管理部長</p> <p>(13) 環境保全部長</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更（廃止措置推進室長の職位新設）</p> <p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更（廃止措置推進室長の職位新設に伴う号番号の変更）</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
(13) 計画管理課長	(14) 技術管理課長	○再処理廃止措置技術 開発センターの組織 改正に伴う変更(計画 管理課長を技術管理 課長に職位名称変更)
(14) 品質保証課長	(15) 品質保証課長	
(15) 核物質管理課長	(16) 核物質管理課長	○再処理廃止措置技術 開発センターの組織 改正に伴う変更(廃止 措置技術課長の職位 廃止)
(16) 廃止措置技術課長	(削る)	
(17) ガラス固化管理課長	(17) ガラス固化管理課長	
(18) ガラス固化技術課長	(18) ガラス固化技術課長	
(19) ガラス固化処理課長	(19) ガラス固化処理課長	
(20) 施設管理課長	(20) 施設管理課長	
(21) 前処理施設課長	(21) 前処理施設課長	
(22) 化学処理施設課長	(22) 化学処理施設課長	
(23) 転換施設課長	(23) 転換施設課長	
(24) 施設保全第 1 課長	(24) 施設保全第 1 課長	
(25) 施設保全第 2 課長	(25) 施設保全第 2 課長	
(26) 分析課長	(26) 分析課長	
(27) 環境管理課長	(27) 環境管理課長	
(28) 処理第 1 課長	(28) 処理第 1 課長	
(29) 処理第 2 課長	(29) 処理第 2 課長	
(30) 工務技術部長	(30) 工務技術部長	
(31) 管理課長	(31) 管理課長	
(32) 運転課長	(32) 運転課長	
(33) 施設営繕課長	(33) 施設営繕課長	
(34) 保安管理部長	(34) 保安管理部長	
(35) 安全対策課長	(35) 安全対策課長	
(36) 危機管理課長	(36) 危機管理課長	
(37) 施設安全課長	(37) 施設安全課長	
(38) 放射線管理部長	(38) 放射線管理部長	
(39) 線量計測課長	(39) 線量計測課長	
(40) 環境監視課長	(40) 環境監視課長	
(41) 放射線管理第 2 課長	(41) 放射線管理第 2 課長	
(42) 核燃料取扱主任者	(42) 核燃料取扱主任者	
(43) 核燃料取扱主務者	(43) 核燃料取扱主務者	
(44) 中央安全審査・品質保証委員会	(44) 中央安全審査・品質保証委員会	
(45) 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会	(45) 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会	
(46) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会	(46) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>(47) 再処理施設安全専門委員会</p> <p>2 前項の保安管理組織は、第 I - 1 図のとおりとする。</p> <p>3 第 1 項第 9 号から第 12 号までに掲げる者を「センター内各部長」という。</p> <p>4 第 1 項第 13 号から第 16 号までに掲げる者を「技術部内各課長」という。</p> <p>5 第 1 項第 17 号から第 19 号までに掲げる者を「ガラス固化部内各課長」という。</p> <p>6 第 1 項第 20 号から第 26 号までに掲げる者を「施設管理部内各課長」という。</p> <p>7 第 1 項第 27 号から第 29 号までに掲げる者を「環境保全部内各課長」という。</p> <p>8 第 1 項第 13 号から第 29 号までに掲げる者を「センター内各課長」という。</p> <p>9 第 1 項第 31 号から第 33 号までに掲げる者を「工務技術部内各課長」という。</p> <p>10 第 1 項第 35 号から第 37 号までに掲げる者を「保安管理部内各課長」という。</p> <p>11 第 1 項第 39 号から第 41 号までに掲げる者を「放射線管理部内各課長」という。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 管理職位の職務</p> <p>第 5 条 ～ 第 6 条 (省略)</p> <p>(センター長)</p> <p>第 7 条 センター長は、センター内各部長を指揮し、第 10 条から第 13 条に掲げる保安上の業務を統括するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 第 198 条の 4 (廃止措置計画の実施工程管理) に定める実施工程の管理</p> <p>(2) 第 121 条 (四半期運転計画) に定める四半期運転計画の承認</p> <p>(3) 第 195 条 (施設定期自主検査) に定める施設定期自主検査の結果報告</p> <p>(4) 第 124 条 (異常時の措置) に定める工程運転再開の承認</p>	<p>(47) 再処理施設安全専門委員会</p> <p>2 前項の保安管理組織は、第 I - 1 図のとおりとする。</p> <p>3 第 1 項第 10 号から第 13 号までに掲げる者を「センター内各部長」という。</p> <p>4 第 1 項第 14 号から第 16 号までに掲げる者を「技術部内各課長」という。</p> <p>5～7 (変更なし)</p> <p>8 第 1 項第 14 号から第 29 号までに掲げる者を「センター内各課長」という。</p> <p>9～11 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 管理職位の職務</p> <p>第 5 条 ～ 第 6 条 (変更なし)</p> <p>(センター長)</p> <p>第 7 条 センター長は、<u>廃止措置推進室長及び</u>センター内各部長を指揮し、<u>次条及び</u>第 10 条から第 13 条に掲げる保安上の業務を統括するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) ～ (4) (変更なし)</p> <p><u>(廃止措置推進室長)</u></p> <p><u>第 7 条の 2 廃止措置推進室長は、次の各号に掲げる保安上の業務を行う。</u></p> <p><u>(1) 再処理施設の廃止措置に関する全体計画及び工程管理に係る業務</u></p> <p><u>(2) 再処理施設の廃止措置計画の変更及び変更の調整に係る業務</u></p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う号番号の変更)</p> <p>○同上</p> <p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴い、センター長の指揮・統括する者を追加する)</p> <p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を_____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>第 8 条 ～ 第 9 条 (省略)</p> <p>(技術部長)</p> <p>第 10 条 技術部長は、技術部内各課長を指揮し、第 15 条から第 16 条の 1 の <u>4</u> に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>第 10 条の 2 ～ 第 14 条 (省略)</p> <p>(計画管理課長)</p> <p>第 15 条 <u>計画</u>管理課長は、次の各号に掲げる保安上の業務を行う。</p> <p>(1) 再処理施設の保安に係る庶務 (ただし、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長の所掌するものを除く。)</p> <p>(2) 第 60 条に定める第一報に係る通報連絡責任者としての業務</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、再処理施設に係る保安に関する業務であって、他のセンター内各課長の所掌に属さないもの (ただし、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長の所掌するものを除く。)</p> <p>(4) 技術部の保安に係る庶務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、技術部に係る保安に関する業務であって、他の課長の所掌に属さないもの</p> <p>第 16 条 (省略)</p> <p>(品質保証課長)</p> <p>第 16 条の 1 の 2 品質保証課長は、次の各号に掲げる保安上の業務を行う。</p> <p>(1) この規定の制定及び改廃の調整に係る業務</p> <p>(2) 第 I 編第 5 章に定める保安教育訓練に係る業務 (ただし、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長 及び工務技術部内各課長の所掌するものを除く。)</p> <p>(3) 原子炉等規制法に定める許認可及び検査の調整に係る業務 (ただし、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長の</p>	<p>(3) <u>再処理施設の廃止措置に係る開発に関する業務であって、センター内各部長の所掌に属さない業務 (ただし、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長の所掌するものを除く。)</u></p> <p>第 8 条 ～ 第 9 条 (変更なし)</p> <p>(技術部長)</p> <p>第 10 条 技術部長は、技術部内各課長を指揮し、第 15 条から第 16 条の 1 の <u>3</u> に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>第 10 条の 2 ～ 第 14 条 (変更なし)</p> <p>(技術管理課長)</p> <p>第 15 条 <u>技術</u>管理課長は、次の各号に掲げる保安上の業務を行う。</p> <p>(1) ～ (5) (変更なし)</p> <p>第 16 条 (変更なし)</p> <p>(品質保証課長)</p> <p>第 16 条の 1 の 2 品質保証課長は、次の各号に掲げる保安上の業務を行う。</p> <p>(1) ～ (2) (変更なし)</p> <p>(3) 原子炉等規制法に定める許認可及び検査の調整に係る業務 (ただし、<u>廃止措置推進室長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工</u></p>	<p>新設に伴う業務の明確化)</p> <p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更 (廃止措置技術課長の職位廃止に伴う条番号変更)</p> <p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更 (計画管理課長を技術管理課長に職位名称変更)</p> <p>○再処理廃止措置技術</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を_____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>所掌するものを除く。)並びに第 198 条の 6 に基づく検査に係る業務</p> <p>(4) 技術部の原子炉等規制法に定める許認可及び検査に係る業務</p> <p>(5) 再処理施設の保安活動に係る品質保証活動の調整に係る業務(ただし、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長の所掌するものを除く。)</p> <p>第 16 条の 1 の 3 (省略)</p> <p><u>(廃止措置技術課長)</u></p> <p>第 16 条の 1 の 4 廃止措置技術課長は、次の各号に掲げる保安上の業務を行う。</p> <p>(1) 再処理施設の廃止措置計画の変更及び変更の調整に係る業務</p> <p>(2) 再処理施設の廃止措置に係る開発に関する業務であって、他のセンター内各課長の所掌に属さない業務(ただし、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長の所掌するものを除く。)</p> <p>第 16 条の 2 ～ 第 42 条 (省略)</p> <p>(代理者の指定)</p> <p>第 43 条 所長が旅行、疾病その他の事由により、職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長の指定する代理者がその職務を行う。</p> <p>2 センター長、センター内各部長、当直長又はセンター内各課長が旅行、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめセンター長の指定するそれぞれの代理者がその職務を行う。</p> <p>3 放射線管理部長、放射線管理部内各課長、保安管理部長、保安管理部内各課長、工務技術部長又は工務技術部内各課長が旅行、疾病その他の事由によりその職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長の指定するそれぞれの代理者がその職務を行う。</p> <p>(管理組織の協力)</p> <p>第 44 条 センター長、センター内各部長、当直長、センター内各課長、放射線管理部長、放射線管理部内各課長、保安管理部長、保安管理部内各課長、工務技術部長及び工務技術部内各課長は、それぞれの所掌する業務に関し、再処理施設の保安を確保するため、品質マネジメントシステムの有効性を含めた必要な事項について、会議などの場を利用し連絡を密にするとともに相互</p>	<p>務技術部内各課長の所掌するものを除く。)並びに第 198 条の 6 に基づく検査に係る業務</p> <p>(4) (変更なし)</p> <p>(5) (変更なし)</p> <p>第 16 条の 1 の 3 (変更なし)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第 16 条の 2 ～ 第 42 条 (変更なし)</p> <p>(代理者の指定)</p> <p>第 43 条 所長が旅行、疾病その他の事由により、職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長の指定する代理者がその職務を行う。</p> <p>2 センター長、<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各部長、当直長又はセンター内各課長が旅行、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめセンター長の指定するそれぞれの代理者がその職務を行う。</p> <p>3 (変更なし)</p> <p>(管理組織の協力)</p> <p>第 44 条 センター長、<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各部長、当直長、センター内各課長、放射線管理部長、放射線管理部内各課長、保安管理部長、保安管理部内各課長、工務技術部長及び工務技術部内各課長は、それぞれの所掌する業務に関し、再処理施設の保安を確保するため、品質マネジメントシステムの有効性を含めた必要な事項について、会議などの場を利用し連絡を密</p>	<p>開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う業務の明確化)</p> <p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置技術課長の職位廃止)</p> <p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p> <p>○同上</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>に協力する。</p> <p>第 45 条 (省略)</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第 46 条 核燃料取扱主任者は、再処理施設に係る保安を確保するため、次の各号に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 必要と認めた場合は、理事長又は研究所担当理事に対して意見を具申すること</p> <p>(2) 必要と認めた場合は、所長、センター長、当直長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長又は工務技術部長に対して勧告すること</p> <p>(3) 必要と認めた場合は、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長に対して説明を求め、保安のための指示を行うこと</p> <p>(4) 第 198 条の 6 に基づく検査並びに原子炉等規制法第 46 条の 2 の 3、第 50 条第 5 項及び第 68 条の規定に基づく検査に原則として立会うこと</p> <p>(5) 必要と認めた場合は、保安に係る施設、書類その他必要な物件を検査すること</p> <p>(6) 必要と認めた場合は、再処理施設に係る業務を行う者に対して助言又は協力を行うこと</p> <p>(7) この規定の制定及び改廃を行う場合は、その内容を審査すること</p> <p>(8) 第 3 条において、明確にすべき事項について、その内容を審査すること</p> <p>(9) 再処理施設の運転計画、試験計画、保守計画の保安上の計画を審査すること</p> <p>(10) 法令に基づいて所轄官庁に提出する報告書を審査すること</p> <p>(11) 保安教育計画を審査するとともに、必要と認めた場合には、自ら教育にあたること</p> <p>(12) 第 54 条に定める非常事態が発生した場合は、必要な指示及び助言を行うとともに、その原因の調査及び報告書を審査すること</p> <p>(13) その他、再処理施設の保安の監督を行うために必要な職務</p> <p>2 核燃料取扱主任者は、再処理施設に係る保安について、研究所担当理事に</p>	<p>にするとともに相互に協力する。</p> <p>第 45 条 (変更なし)</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第 46 条 核燃料取扱主任者は、再処理施設に係る保安を確保するため、次の各号に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2) 必要と認めた場合は、所長、センター長、<u>廃止措置推進室長</u>、当直長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長又は工務技術部長に対して勧告すること</p> <p>(3) 必要と認めた場合は、<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長に対して説明を求め、保安のための指示を行うこと</p> <p>(4) ～ (13) (変更なし)</p> <p>2 (変更なし)</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p> <p>○同上</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>対し毎年 1 回以上報告するとともに、所長に通知する。</p> <p>第 47 条 ～ 第 48 条 (省略)</p> <p>(意見等の尊重)</p> <p>第 49 条 理事長及び研究所担当理事は、核燃料取扱主任者の意見具申を受けた場合は、その意見を尊重する。</p> <p>2 所長、センター長、当直長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、核燃料取扱主任者の勧告を尊重する。</p> <p>3 センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、核燃料取扱主任者の指示に従う。</p> <p>第 49 条の 2 ～ 第 51 条の 3 (省略)</p> <p>(品質目標)</p> <p>第 51 条の 4 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職及び所長は、保安活動を確実に実施するために第 51 条の 2 において理事長が定めた品質方針を踏まえ、年度ごとに達成度が判定可能な品質目標を策定し、文書化する。</p> <p>2 センター長は、所長が定めた年度ごとの品質目標を達成するために、センター内各部長に命じ再処理センターの品質目標を定め、品質目標を達成するための要求事項を策定し、文書化する。</p> <p>3 放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、所長が定めた年度ごとの品質目標を達成するために各部の品質目標を定め、品質目標を達成するための要求事項を策定し、文書化する。</p> <p>4 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、品質目標の達成状況を半期ごとに所長へ報告する。</p> <p>第 51 条の 5 (省略)</p>	<p>第 47 条 ～ 第 48 条 (変更なし)</p> <p>(意見等の尊重)</p> <p>第 49 条 (変更なし)</p> <p>2 所長、センター長、<u>廃止措置推進室長</u>、当直長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、核燃料取扱主任者の勧告を尊重する。</p> <p>3 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、核燃料取扱主任者の指示に従う。</p> <p>第 49 条の 2 ～ 第 51 条の 3 (変更なし)</p> <p>(品質目標)</p> <p>第 51 条の 4 (変更なし)</p> <p>2 センター長は、所長が定めた年度ごとの品質目標を達成するために、<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各部長に命じ再処理センターの品質目標を定め、品質目標を達成するための要求事項を策定し、文書化する。</p> <p>3 (変更なし)</p> <p>4 (変更なし)</p> <p>第 51 条の 5 (変更なし)</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を_____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>(改造工事の設計・開発)</p> <p>第 51 条の 6 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、施設の改造に係る設計・開発に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にした計画を策定し、文書化し管理する。</p> <p>(1) 設計・開発の段階</p> <p>(2) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</p> <p>(3) 設計・開発に関する責任と権限</p> <p>(4) 設計・開発に係る他課室長への情報伝達方法</p> <p>2 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項に定める計画を設計・開発の進捗に応じて適切に更新する。</p> <p>3 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発の計画に当たっては、次の各号に掲げる設計・開発条件を明確にし、記録する。</p> <p>(1) 必要とする機能・性能</p> <p>(2) 適用される法令、規格・基準</p> <p>(3) 類似した工程からの情報、他工程・設備との取合条件、検査・試験条件など、設計・開発に必要な条件</p> <p>4 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項の設計・開発条件に、不足や不明確なものがないことなど、適切であることを評価し記録する。</p> <p>5 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、リリース前に第 6 項に定める事項を実施し、要求事項を満たしている場合は承認する。</p> <p>6 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、得られた成果に対して、次の各号に掲げる事項を実施し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 第 3 項に定める条件と対比した検証を行うのに適した形式への整理</p> <p>(2) 設計条件を満たしていること、調達又は改造工事を実施するために必要な情報に不足や不明確なものがないこと、運転・保守に支障のないことの評価</p> <p>(3) 設計・開発に直接関与していない者による検証</p> <p>(4) 第 2 号、第 3 号の評価・検証により明らかになった問題とその処置</p> <p>7 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発した施設を使用する前に検査し、その結果を記録する。</p> <p>8 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、他</p>	<p>(改造工事の設計・開発)</p> <p>第 51 条の 6 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、施設の改造に係る設計・開発に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にした計画を策定し、文書化し管理する。</p> <p>(1) ~ (4) (変更なし)</p> <p>2 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項に定める計画を設計・開発の進捗に応じて適切に更新する。</p> <p>3 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発の計画に当たっては、次の各号に掲げる設計・開発条件を明確にし、記録する。</p> <p>(1) ~ (3) (変更なし)</p> <p>4 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項の設計・開発条件に、不足や不明確なものがないことなど、適切であることを評価し記録する。</p> <p>5 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、リリース前に第 6 項に定める事項を実施し、要求事項を満たしている場合は承認する。</p> <p>6 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、得られた成果に対して、次の各号に掲げる事項を実施し、その結果を記録する。</p> <p>(1) ~ (4) (変更なし)</p> <p>7 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発した施設を使用する前に検査し、その結果を記録する。</p> <p>8 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○再処理廃止措置技術</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を_____で示す。

変 更 前 (平成31年2月18日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>工程・設備の改造工事の設計を実施する場合は、第4項及び第6項の評価を工程・設備の担当課長と<u>共に</u>実施する。</p>	<p>術部内各課長は、他工程・設備の改造工事の設計を実施する場合は、第4項及び第6項の評価を工程・設備の担当課長と<u>ともに</u>実施する。</p>	<p>開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加) ○記載の適正化</p>
<p>9 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、第4項、第6項及び第7項の結果又は設計の進捗に応じて、設計内容を変更する場合は、変更理由、変更箇所、変更による影響の有無を明確にした上で、第1項及び第8項に従い、変更設計を実施し、記録する。</p> <p>(調達管理)</p> <p>第51条の7 センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、物品や役務(購入、製作、工事役務等の調達事項を含む。)(以下、調達する物品及び役務を「調達品」という。)を調達する場合は、その重要度に応じて、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を講じるとともに、記録する。</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p>	<p>9 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、第4項、第6項及び第7項の結果又は設計の進捗に応じて、設計内容を変更する場合は、変更理由、変更箇所、変更による影響の有無を明確にした上で、第1項及び第8項に従い、変更設計を実施し、記録する。</p> <p>(調達管理)</p> <p>第51条の7 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、物品や役務(購入、製作、工事役務等の調達事項を含む。)(以下、調達する物品及び役務を「調達品」という。)を調達する場合は、その重要度に応じて、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を講じるとともに、記録する。</p> <p>(1) ～ (3) (変更なし)</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加) ○同上</p>
<p>2 センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項第2号に定める要求事項に次の各号に掲げる事項を含める。</p> <p>(1) ～ (4) (省略)</p>	<p>2 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項第2号に定める要求事項に次の各号に掲げる事項を含める。</p> <p>(1) ～ (4) (変更なし)</p>	<p>○同上</p>
<p>3 センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、調達品を受け入れる場合は、第1項第2号に定める要求事項を満たしていることを確認するために、検査方法を定め検査を実施するか又は発注先が行う検査の立会いを実施し、その結果を記録する。</p>	<p>3 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、調達品を受け入れる場合は、第1項第2号に定める要求事項を満たしていることを確認するために、検査方法を定め検査を実施するか又は発注先が行う検査の立会いを実施し、その結果を記録する。</p>	<p>○同上</p>
<p>4 センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項の検査の結果、第1項において明確にした事項を満足していない場合には、原因を調査し、必要な措置を講じ、記録する。</p>	<p>4 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項の検査の結果、第1項において明確にした事項を満足していない場合には、原因を調査し、必要な措置を講じ、記録する。</p>	<p>○同上</p>
<p>5 センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、第3項の検査の結果、受入れ可能と判断した場合には、調達品が据付(使用)されるまでの間、誤使用、劣化を防止するための養生(識別、包装及び保護)を施して保管する。</p>	<p>5 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、第3項の検査の結果、受入れ可能と判断した場合には、調達品が据付(使用)されるまでの間、誤使用、劣化を防止するための養生(識別、包装及び保護)を施して保管する。</p>	<p>○同上</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を_____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>6 センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、発注先から提供された調達品の維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を他の再処理事業者と共有する。</p> <p>（文書及び記録の管理）</p> <p>第 51 条の 8 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、第 I - 1 - (1) 表に示す手順を文書化する。</p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、第 51 条の 3 に定める品質保証計画を基に、保安活動に係る品質保証活動に関する文書及び記録を管理するため、次の各号に掲げる手順を定め、文書化する。</p> <p>(1) 承認手続き (2) 見直し、更新、再承認手続き (3) 変更の識別及び現在の有効な版の識別管理 (4) 保管管理 (5) 体裁 (6) 外部文書の明確化及び配付管理 (7) 廃棄及び旧版管理</p> <p>3 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項に従い、所掌する業務に係る文書及び記録について、作成、配布、見直し、保管及び廃棄を行う。</p> <p>（検査・試験及び監視・測定）</p> <p>第 51 条の 9 センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、本規定で定める調達物品の検査及び業務の監視・測定に必要な監視・測定項目、監視・測定方法及び監視・測定に用いる測定機器を明確にした上で、次の各号に従い管理する。</p> <p>(1) 検査・試験及び監視・測定に適した測定機器、測定方法で実施する (2) 使用前又は期間を定め校正・検証を実施し、その結果を記録する (3) 校正・調整の結果に応じて調整又は再調整を実施する (4) 校正状態を表示する (5) 校正外れが生じないように処置する</p>	<p>6 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、発注先から提供された調達品の維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を他の再処理事業者と共有する。</p> <p>（文書及び記録の管理）</p> <p>第 51 条の 8 （変更なし）</p> <p>2 （変更なし）</p> <p>3 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項に従い、所掌する業務に係る文書及び記録について、作成、配布、見直し、保管及び廃棄を行う。</p> <p>（検査・試験及び監視・測定）</p> <p>第 51 条の 9 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、本規定で定める調達物品の検査及び業務の監視・測定に必要な監視・測定項目、監視・測定方法及び監視・測定に用いる測定機器を明確にした上で、次の各号に従い管理する。</p> <p>(1) ～ (6) （変更なし）</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更（廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加）</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を_____で示す。

変 更 前 (平成31年2月18日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>(6) 損傷、劣化しないように保護する</p> <p>2 センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項の校正・検証の結果、測定に適さないことが判明した場合、過去に測定したデータの妥当性を評価し、適切な処置(測定項目の特定、測定期間の把握、再測定の要否)を講じるとともに、校正・検証、妥当性評価及び採用した処置を記録する。</p> <p>3 センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、測定機器にコンピュータソフトウェアを使用する場合には、使用に先立って意図した監視・測定ができることを確認する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>4 センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、次の各号に掲げる事項を定め検査・試験を実施する。 (1) 目的に応じた検査を実施するために必要な期日、場所の選定 (2) 検査及び検査員の独立の程度 (3) 検査・試験の方法及び判定基準</p> <p>5 センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、検査及び試験の結果を記録する(被検査物を次工程へ引き渡す場合は引き渡しを許可した者を含む)。</p> <p>6 センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、第55条、第70条、第115条及び第199条に定める業務計画で決定した検査・試験が完了するまで、当該工程・設備を使用しない。 ただし、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長が承認した場合は、この限りではない。</p>	<p>2 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項の校正・検証の結果、測定に適さないことが判明した場合、過去に測定したデータの妥当性を評価し、適切な処置(測定項目の特定、測定期間の把握、再測定の要否)を講じるとともに、校正・検証、妥当性評価及び採用した処置を記録する。</p> <p>3 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、測定機器にコンピュータソフトウェアを使用する場合には、使用に先立って意図した監視・測定ができることを確認する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>4 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、次の各号に掲げる事項を定め検査・試験を実施する。 (1) ～ (3) (変更なし)</p> <p>5 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、検査及び試験の結果を記録する(被検査物を次工程へ引き渡す場合は引き渡しを許可した者を含む)。</p> <p>6 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、第55条、第70条、第115条及び第199条に定める業務計画で決定した検査・試験が完了するまで、当該工程・設備を使用しない。 ただし、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長が承認した場合は、この限りではない。</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p>
<p>第51条の10 (省略)</p>	<p>第51条の10 (変更なし)</p>	
<p>(是正処置及び予防処置)</p>	<p>(是正処置及び予防処置)</p>	
<p>第51条の11 安全・核セキュリティ統括部長、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、不適合の原因を除去する処置を実施する。</p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前項の処置にあたって、不適合の影響に見合う是正処置を採用する。</p> <p>3 安全・核セキュリティ統括部長は、検出された不適合が使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16に掲げる事故故障及びこれらに準ずる事</p>	<p>第51条の11 (変更なし)</p> <p>2 ～ 7 (変更なし)</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を____で示す。

変 更 前 (平成31年2月18日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>象に該当する場合は、是正処置を確実なものとするために、根本原因分析を実施する体制及び方法に関する手順を確立し、その事象ごとに根本原因分析を実施する。</p> <p>4 安全・核セキュリティ統括部長、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、是正処置について、次の各号を含む事項を定め、文書化する。</p> <p>(1) 不適合の内容確認 (2) 不適合の原因特定 (3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 (4) 必要な処置の決定及び実施 (5) 採った処置の結果の記録 (6) 是正処置の有効性のレビュー</p> <p>5 安全・核セキュリティ統括部長、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、起こり得る不適合の発生を防止するため、その原因を除去する処置を実施する。</p> <p>6 安全・核セキュリティ統括部長、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前項の処置にあたって、起こり得る問題の影響に見合う予防処置を採用する。</p> <p>7 安全・核セキュリティ統括部長、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、予防処置について、次の各号を含む事項を定め、文書化する。</p> <p>(1) 不適合及び原因の特定 (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価 (3) 必要な処置の決定及び実施 (4) 採った処置の結果の記録 (5) 予防処置の有効性のレビュー</p> <p>8 安全・核セキュリティ統括部長、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項の予防処置において、この規定に定める業務の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見を活用する。</p> <p>9 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、発生した不適合等に類似性のある事象について、安全・核セキュリティ統括部長へ報告する。</p> <p>10 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の報告を受けた場合は、予防処置を確実なものとするために、根本原因分析を実施する体制及び方法に関する手順を確立し、根本原因分析を実施する。</p>	<p>8 安全・核セキュリティ統括部長、<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項の予防処置において、この規定に定める業務の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見を活用する。</p> <p>9 ～ 10 (変更なし)</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>第 51 条の 12 ～ 第 51 条の 14 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 保安教育訓練</p> <p>(保安教育)</p> <p>第 52 条 理事長は、再処理施設に係る役員の教育計画を定める。</p> <p>2 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>3 センター内各部長は、品質保証計画に基づき、従業員に対する教育訓練に関して、次の各号に掲げる事項を考慮した計画を定め、文書化する。</p> <p>(1) ～ (5) (省略)</p> <p>4 センター内各部長は、第 3 項の計画に従い従業員に対する保安教育に関する教育方針を定め、次の各号に掲げる事項のうち、第 I-1-(2)表に従い、必要な保安教育を行う。</p> <p>(1) ～ (9) (省略)</p> <p>5 センター内各部長は、前項の教育の実施に当たっては、第 I-1-(2)表に定める保安教育に係る年度計画を策定する。</p> <p>6 センター内各部長は、保安教育に係る年度計画の策定に当たっては、核燃料取扱主任者の参画を求めるとともに、策定した年度計画について、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>7 センター内各部長は、従業員のうち、新たに着任した者に対し、その着任後速やかに第 I-1-(2)表に従い、必要な保安教育を実施する。ただし、既に教育を施されている項目については省略することができる。</p> <p>8 センター内各部長は、第 5 項の計画に従って実施した教育の有効性を評価し、受講した従業員の技能及び経験を含め、その結果を記録する。</p> <p>9 放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、再処理施設に係る業務を行う者に対して行う保安教育については、第 3 項から第 8 項を準用する。</p> <p>10 安全・核セキュリティ統括部長は、再処理施設に係る保安活動を行う者に対して行う品質保証に関する事項の教育について、第 3 項を準用する。</p>	<p>第 51 条の 12 ～ 第 51 条の 14 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 保安教育訓練</p> <p>(保安教育)</p> <p>第 52 条 (変更なし)</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>3 <u>廃止措置推進室長及び</u>センター内各部長は、品質保証計画に基づき、従業員に対する教育訓練に関して、次の各号に掲げる事項を考慮した計画を定め、文書化する。</p> <p>(1) ～ (5) (変更なし)</p> <p>4 <u>廃止措置推進室長及び</u>センター内各部長は、第 3 項の計画に従い従業員に対する保安教育に関する教育方針を定め、次の各号に掲げる事項のうち、第 I-1-(2)表に従い、必要な保安教育を行う。</p> <p>(1) ～ (9) (変更なし)</p> <p>5 <u>廃止措置推進室長及び</u>センター内各部長は、前項の教育の実施に当たっては、第 I-1-(2)表に定める保安教育に係る年度計画を策定する。</p> <p>6 <u>廃止措置推進室長及び</u>センター内各部長は、保安教育に係る年度計画の策定に当たっては、核燃料取扱主任者の参画を求めるとともに、策定した年度計画について、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>7 <u>廃止措置推進室長及び</u>センター内各部長は、従業員のうち、新たに着任した者に対し、その着任後速やかに第 I-1-(2)表に従い、必要な保安教育を実施する。ただし、既に教育を施されている項目については省略することができる。</p> <p>8 <u>廃止措置推進室長及び</u>センター内各部長は、第 5 項の計画に従って実施した教育の有効性を評価し、受講した従業員の技能及び経験を含め、その結果を記録する。</p> <p>9 ～ 10 (変更なし)</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を_____で示す。

変 更 前 (平成31年2月18日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>11 センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第103条第3項に基づき緊急作業に従事する要員（以下「緊急作業に従事する要員」という。）として選定を受けようとする者に対し、第I-1-(3)表に従い、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施し、教育の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p> <p>第53条～第55条の2 (省略)</p> <p>(非常事態の措置対応)</p> <p>第56条 従業員は、第54条に定める非常事態が発生した場合、又は以下の各号に定める事態が発生した場合は、応急の措置を行うとともに、担当課長及び当直長に通報する。</p> <p>(1) 第54条の非常事態が発生するおそれがあるとき</p> <p>(2) 再処理施設に係る警報装置のうち、第I-2-(1)表に定めるものが作動したとき</p> <p>(3) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16各号に掲げる事故故障などの事象及びこれらに準ずるものが発生した場合</p> <p>2 担当課長及び当直長は、前項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに、担当課長は担当部長又は工務技術部長に通報する。なお、休日及び夜間にあつては、当直長はセンター長に通報する。</p> <p>3 担当部長（ただし、センター内各部長に限る。）は、前項の通報を受け、その状況が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために、必要な措置を講ずるとともに、センター長に通報する。</p> <p>4 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第2項又は前項の通報を受けた場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講じ、非常事態の状況等について相互に連絡するとともに、所長、核燃料取扱主任者及び保安管理部長に通報する。</p> <p>第57条～第59条 (省略)</p> <p>(迅速な通報等)</p> <p>第60条 従業員は、第56条に定める通報を直ちに行う。</p>	<p>11 <u>廃止措置推進室長及び</u>センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第103条第3項に基づき緊急作業に従事する要員（以下「緊急作業に従事する要員」という。）として選定を受けようとする者に対し、第I-1-(3)表に従い、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施し、教育の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p> <p>第53条～第55条の2 (変更なし)</p> <p>(非常事態の措置対応)</p> <p>第56条 従業員は、第54条に定める非常事態が発生した場合、又は以下の各号に定める事態が発生した場合は、応急の措置を行うとともに、<u>廃止措置推進室長又は</u>担当課長及び当直長に通報する。</p> <p>(1)～(3) (変更なし)</p> <p>2 <u>廃止措置推進室長、</u>担当課長及び当直長は、前項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに、<u>廃止措置推進室長はセンター長に、</u>担当課長は担当部長又は工務技術部長に通報する。なお、休日及び夜間にあつては、当直長はセンター長に通報する。</p> <p>3 (変更なし)</p> <p>4 (変更なし)</p> <p>第57条～第59条 (変更なし)</p> <p>(迅速な通報等)</p> <p>第60条 従業員は、第56条に定める通報を直ちに行う。</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を_____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>2 担当課長又は当直長は、第 56 条第 2 項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに通報連絡責任者に通報（第一報）する。</p> <p>3 通報連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、直ちに研究所連絡責任者に通報（第一報）する。</p> <p>4 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第 I - 2 (1) 図に示す通報連絡系統に従い、直ちに安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ通報（第一報）する。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第一報のその後の状況の推移を適宜、所長に報告する。</p> <p>6 所長は、前項の報告を受けた場合は、第 I - 2 (2) 図に示す通報連絡系統に従い、安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ速やかに報告する。</p> <p>7 所長は、前項の報告の後、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 19 条の 16 各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合（法令報告事象）に関しては、速やかに報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後、理事長に報告する。</p>	<p>2 <u>廃止措置推進室長</u>、担当課長又は当直長は、第 56 条第 2 項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに通報連絡責任者に通報（第一報）する。</p> <p>3 ~ 7 (変更なし)</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p>
<p>第 61 条 ~ 第 67 条 (省略)</p>	<p>第 61 条 ~ 第 67 条 (変更なし)</p>	
<p style="text-align: center;">第 8 章 記 録</p> <p>(記 録)</p> <p>第 68 条 センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、安全・核セキュリティ統括部長及び統括監査の職は、その所掌する業務に関し、第 I - 6 表に定める事項について適正に記録する。</p> <p>2 センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、安全・核セキュリティ統括部長及び統括監査の職は、前項の記録の保管・管理を第 51 条の 8 に従い実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 記 録</p> <p>(記 録)</p> <p>第 68 条 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、安全・核セキュリティ統括部長及び統括監査の職は、その所掌する業務に関し、第 I - 6 表に定める事項について適正に記録する。</p> <p>2 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、安全・核セキュリティ統括部長及び統括監査の職は、前項の記録の保管・管理を第 51 条の 8 に従い実施する。</p>	<p>○同上</p> <p>○同上</p>
<p>第 69 条 ~ 第 82 条 (省略)</p>	<p>第 69 条 ~ 第 82 条 (変更なし)</p>	
<p style="text-align: center;">第 3 節 管理区域等の出入管理</p> <p>(管理区域に立ち入る者の区分)</p> <p>第 83 条 管理区域に立ち入る者について、次の各号に定めるところにより区分する。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 管理区域等の出入管理</p> <p>(管理区域に立ち入る者の区分)</p> <p>第 83 条 管理区域に立ち入る者について、次の各号に定めるところにより区分する。</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>(1) 放射線業務従事者 使用済燃料の再処理、再処理施設の保全、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者 前号に定める者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る者</p>	<p>(1) ~ (2) (変更なし)</p>	
<p>2 前項第 1 号に定める者は、センター内各部長又は放射線管理部長が指名する。</p>	<p>2 (変更なし)</p>	
<p>3 第 1 項第 2 号に定める者は、<u>計画</u>管理課長、ガラス固化管理課長、施設管理課長、環境管理課長又は線量計測課長が指名する。</p>	<p>3 第 1 項第 2 号に定める者は、<u>技術</u>管理課長、ガラス固化管理課長、施設管理課長、環境管理課長又は線量計測課長が指名する。</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(計画管理課長を技術管理課長に職位名称変更)</p>
<p>4 センター内各部長、放射線管理部長、<u>計画</u>管理課長、ガラス固化管理課長、施設管理課長、環境管理課長は、第 2 項又は第 3 項の指名を行った場合、線量計測課長に通知する。</p>	<p>4 センター内各部長、放射線管理部長、<u>技術</u>管理課長、ガラス固化管理課長、施設管理課長、環境管理課長は、第 2 項又は第 3 項の指名を行った場合、線量計測課長に通知する。</p>	<p>○同上</p>
<p>(管理区域等への立入り)</p>	<p>(管理区域等への立入り)</p>	
<p>第 84 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域等の出入りについて、次の各号に従い管理する。</p>	<p>第 84 条 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域等の出入りについて、次の各号に従い管理する。</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p>
<p>(1) 管理区域に関する出入りに際しては、あらかじめ定められた出入口を使用させること</p>	<p>(1) ~ (4) (変更なし)</p>	
<p>(2) 一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、放射線業務従事者のうちから立会者をつけること</p>		
<p>(3) レッド区域へ人を立ち入らせないこと (ただし、放射線業務従事者であって、センター内各部長が業務上立入りを認める者は、この限りでない。)</p>		
<p>(4) 一時立入者は、アンバー区域へ立ち入らせないこと (ただし、立入の目的によりセンター内各部長が認める場合は、この限りでない。)</p>		
<p>2 センター内各部長は、前項第 3 号及び第 4 号のただし書の規定により、レッド区域又はアンバー区域への立入りを認める場合は、放射線管理第 2 課長の同意を得る。</p>	<p>2 (変更なし)</p>	
<p>3 危機管理課長は、周辺監視区域にみだりに人及び車両を立ち入らせない。</p>	<p>3 (変更なし)</p>	
<p>4 核物質管理課長は、保全区域にみだりに人及び車両を立ち入らせない。</p>	<p>4 (変更なし)</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>第 85 条 ～ 第 86 条 (省略)</p> <p>(個人線量計等の着用)</p> <p>第 87 条 センター長は、個人線量計及び作業衣服類の選定並びに着用の方法について、定めておく。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域に立ち入る者に対し、前項の定められた個人線量計及び作業衣服類を着用させる。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、一時立入者を見学等のために管理区域に立ち入らせる場合であって、その線量が同等と判断できる場合は、その代表者のみに個人線量計を着用させることができる。</p> <p>(防護具の着用)</p> <p>第 88 条 センター長は、防護具の選定及び着用の方法について、定めておく。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域及び一時管理区域に立ち入る者に対し、作業内容に応じマスク、保護衣等の防護具を着用させる。</p> <p>(身体汚染の測定)</p> <p>第 89 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域から退出する者について、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、レッド区域及びアンバー区域から退出する者について、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、立入規制区域及び立入制限区域から退出する者に対して、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。 ただし、当該区域が線量率のみによって設定された場合は、この限りでない。</p> <p>4 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第 1 項から第 3 項の測定の結果、汚染を認めた場合は、直ちに放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第 2 課長は、前項の通知を受けた場合は、直ちにその者に対し、汚染検査を行う。</p>	<p>第 85 条 ～ 第 86 条 (変更なし)</p> <p>(個人線量計等の着用)</p> <p>第 87 条 (変更なし)</p> <p>2 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域に立ち入る者に対し、前項の定められた個人線量計及び作業衣服類を着用させる。</p> <p>3 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、一時立入者を見学等のために管理区域に立ち入らせる場合であって、その線量が同等と判断できる場合は、その代表者のみに個人線量計を着用させることができる。</p> <p>(防護具の着用)</p> <p>第 88 条 (変更なし)</p> <p>2 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域及び一時管理区域に立ち入る者に対し、作業内容に応じマスク、保護衣等の防護具を着用させる。</p> <p>(身体汚染の測定)</p> <p>第 89 条 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域から退出する者について、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。</p> <p>2 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、レッド区域及びアンバー区域から退出する者について、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。</p> <p>3 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、立入規制区域及び立入制限区域から退出する者に対して、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。 ただし、当該区域が線量率のみによって設定された場合は、この限りでない。</p> <p>4 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第 1 項から第 3 項の測定の結果、汚染を認めた場合は、直ちに放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>5 ～ 7 (変更なし)</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>6 放射線管理第 2 課長は、前項の検査によって体内摂取のおそれがあると認められた場合は、線量計測課長に通知する。</p> <p>7 線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、第Ⅱ－4 表のうち必要な検査を行う。</p> <p>(飲食・喫煙の制限)</p> <p>第 90 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域において飲食又は喫煙させない。</p> <p>ただし、放射性物質を経口摂取するおそれのない場所であって、センター内各部長が特に指定した場所での飲水又は喫煙については、この限りでない。</p> <p>2 センター内各部長は、前項ただし書きの規定により指定を行う場合は、放射線管理第 2 課長の同意を得るとともに、指定した場所について、次の各号に従い、適切に管理する。</p> <p>(1) 飲水・喫煙場所に立ち入る場合は、身体等の汚染検査を行わせること</p> <p>(2) 飲水・喫煙場所の汚染検査を定期的実施して、汚染のないことを確認すること</p> <p>(3) 前号の汚染検査により異常が確認された場合は、ただちに、飲水・喫煙場所の使用を中止するとともに原因の調査など必要な措置を講ずること</p> <p>3 放射線管理第 2 課長は、センター内各部長が行う前項第 2 号の汚染検査に協力する。</p> <p>4 センター内各部長が、飲水・喫煙場所として、指定した場所を第Ⅱ－5 表に示す。</p>	<p>(飲食・喫煙の制限)</p> <p>第 90 条 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域において飲食又は喫煙させない。</p> <p>ただし、放射性物質を経口摂取するおそれのない場所であって、センター内各部長が特に指定した場所での飲水又は喫煙については、この限りでない。</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>(1) ～ (3) (変更なし)</p> <p>3 (変更なし)</p> <p>4 (変更なし)</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p>
<p>(物品等の搬入の制限)</p> <p>第 91 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、業務上必要でない物品等を管理区域に持ち込ませない。</p>	<p>(物品等の搬入の制限)</p> <p>第 91 条 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、業務上必要でない物品等を管理区域に持ち込ませない。</p>	<p>○同上</p>
<p>(物品等の搬出)</p> <p>第 92 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域から物品等を搬出する場合は、次の各号を遵守するとともに、持ち出しに当たって放射線管理第 2 課長の確認を受ける。</p> <p>(1) 当該物品の表面密度を確認し、第Ⅱ－6 表に掲げる値を超えている場合は、搬出しない</p> <p>(2) 搬出に当たっては、あらかじめ除染等により、当該物品の表面密度が第Ⅱ－6 表の値を超えないように、必要な措置を講ずる</p>	<p>(物品等の搬出)</p> <p>第 92 条 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域から物品等を搬出する場合は、次の各号を遵守するとともに、持ち出しに当たって放射線管理第 2 課長の確認を受ける。</p> <p>(1) ～ (2) (変更なし)</p>	<p>○同上</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を____で示す。

変 更 前 (平成31年2月18日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>2 放射線管理第2課長は、前項の確認を行う場合は、搬出物品の表面密度が第Ⅱ-6表に掲げる値を超えていないことを検査する。</p> <p>(管理区域内における物品等の移動)</p> <p>第93条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において物品等を移動する場合は、前条第1項第2号の措置を講ずる。</p> <p>第94条 ～ 第101条 (省略)</p> <p>(線量限度)</p> <p>第102条 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び保安管理部内各課長は、管理区域に立ち入る従業員の線量限度が第Ⅱ-7表に定める線量を超えないようにするため、必要な措置を講ずる。</p> <p>第103条 ～ 第110条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 防護具の管理</p> <p>(防護具の維持)</p> <p>第111条 センター長は、管理区域内作業に必要な防護具を備える。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、使用する防護具について年1回以上検査し、その機能を正常に維持する。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の機能の維持に当たってはセンター内各課長又は放射線管理部内各課長に協力する。</p> <p>第112条 ～ 第198条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 廃止措置の管理</p> <p>(廃止措置計画の変更)</p> <p>第198条の2 <u>廃止措置技術課長</u>は、再処理施設の廃止措置計画の変更又は変更に係る調整を行う。</p> <p>2 センター長は、前項の廃止措置計画の変更について、再処理施設安全専門委員会に諮問し、その審議結果を確認するとともに、確認結果を所長に報告する。ただし、センター長が廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更(以下「軽微な変更」という。)と判断したものを除く。</p> <p>3 所長は、前項の報告内容を確認し、理事長の承認を受ける。ただし、再処</p>	<p>2 (変更なし)</p> <p>(管理区域内における物品等の移動)</p> <p>第93条 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において物品等を移動する場合は、前条第1項第2号の措置を講ずる。</p> <p>第94条 ～ 第101条 (変更なし)</p> <p>(線量限度)</p> <p>第102条 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び保安管理部内各課長は、管理区域に立ち入る従業員の線量限度が第Ⅱ-7表に定める線量を超えないようにするため、必要な措置を講ずる。</p> <p>第103条 ～ 第110条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第3章 防護具の管理</p> <p>(防護具の維持)</p> <p>第111条 (変更なし)</p> <p>2 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、使用する防護具について年1回以上検査し、その機能を正常に維持する。</p> <p>3 (変更なし)</p> <p>第112条 ～ 第198条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第5章 廃止措置の管理</p> <p>(廃止措置計画の変更)</p> <p>第198条の2 <u>廃止措置推進室長</u>は、再処理施設の廃止措置計画の変更又は変更に係る調整を行う。</p> <p>2 ～ 4 (変更なし)</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p> <p>○同上</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>理施設の設計及び工事の<u>方法</u>に係る変更については、所長が承認する。</p> <p>4 理事長は、前項の理事長の承認に当たっては、中央安全審査・品質保証委員会に諮問する。</p> <p>第 198 条の 3 (省略)</p> <p>(廃止措置計画の実施工程管理)</p> <p>第 198 条の 4 センター長は、廃止措置計画の廃止措置工程表に示す業務の実施状況を管理するため、必要な業務計画書を策定する。</p> <p>2 センター長は、<u>前項の業務計画書に基づき実施状況を確認し、廃止措置工程に影響する業務の遅れが生じた場合など、廃止措置計画の変更が必要であると判断した場合は、第 198 条の 2 又は前条に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>第 198 条の 3 (変更なし)</p> <p>(廃止措置計画の実施工程管理)</p> <p><u>第 198 条の 4 廃止措置計画の廃止措置の工程に示す各作業、検査及び設備点検の実施状況を管理するため、次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>センター長は、廃止措置計画の廃止措置工程表に示す業務の実施状況を管理するため、必要な業務計画書を策定する。</u></p> <p>(2) <u>センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前号の業務計画書に基づき、業務の実施状況を廃止措置推進室長に報告する。</u></p> <p>(3) <u>廃止措置推進室長は、前号の報告内容を確認し、廃止措置の進捗状況及び廃止措置計画の「廃止措置の工程」への影響等についてセンター長へ報告する。</u></p> <p>(4) <u>センター長は、前号の報告内容を確認し、改善が必要と判断した場合は、廃止措置推進室長に対して、改善を指示する。廃止措置推進室長は、センター長からの指示に基づき、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長に対し改善を指示する。</u></p> <p>(5) <u>センター長は、第 3 号及び第 4 号の内容を研究所担当理事及び所長に報告する。</u></p> <p>(6) <u>センター長は、研究所担当理事及び所長より改善指導を受けた場合は、その旨の改善を行う。</u></p> <p>(7) <u>センター長は、廃止措置工程に影響する業務の遅れが生じた場合や前号の指導を受けた場合など、廃止措置計画の変更が必要であると判断した場合は、第 198 条の 2 又は前条に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>○廃止措置計画に関する工程管理の強化に伴う記載の明確化</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を_____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>(工事に係る設計及び工事の方法の管理)</p> <p>第 198 条の 5 センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設に係る工事について、廃止措置計画を変更して実施する必要があると判断した場合は、工事に着手する前に、第 198 条の 2 に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措置を講ずる。</p> <p>2 センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設の性能維持施設の工事に着手する前に、設計及び工事の方法(溶接設計及び溶接施工法を含む。)について、次の事項を明確にし、文書化する。</p> <p>(1) 再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法 イ) ~ ホ) (省略)</p> <p>(2) 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織(以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。)に関する次の事項 イ) ~ ホ) (省略)</p> <p>(3) 変更の理由</p> <p>(4) 添付書類 イ) 「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」(以下「設工認技術基準」という。)に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該変更に係る設計及び工事の方法が設工認技術基準に適合していることを説明した書類又は廃止措置計画に定める内容に適合していることを説明した書類 ロ) 当該変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が「再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」(以下「設工認品質管理基準」という。)の技術上の基準に適合していることを説明した書類</p> <p>3 センター長は、前項の書類について再処理施設安全専門委員会に諮問し、その結果について、次の各号に掲げる事項に適合していることを確認し、所長の承認を受ける。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 設工認技術基準に適合又は廃止措置計画に定める内容に適合していること</p>	<p>(工事に係る設計及び工事の方法の管理)</p> <p>第 198 条の 5 <u>廃止措置推進室長</u>、<u>センター内各部長</u>、<u>放射線管理部長</u>、<u>保安管理部長</u>及び工務技術部長は、再処理施設に係る工事について、廃止措置計画を変更して実施する必要があると判断した場合は、工事に着手する前に、第 198 条の 2 に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措置を講ずる。</p> <p>2 <u>廃止措置推進室長</u>、<u>センター内各部長</u>、<u>放射線管理部長</u>、<u>保安管理部長</u>及び工務技術部長は、再処理施設の性能維持施設の工事に着手する前に、設計及び工事の方法(溶接設計及び溶接施工法を含む。)について、次の事項を明確にし、文書化する。</p> <p>(1) (変更なし) イ) ~ ホ) (変更なし)</p> <p>(2) (変更なし) イ) ~ ホ) (変更なし)</p> <p>(3) (変更なし)</p> <p>(4) (変更なし) イ) ~ ロ) (変更なし)</p> <p>3 (変更なし)</p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p> <p>○廃止措置計画に関する工程管理の強化に伴う記載の明確化</p> <p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p> <p>○廃止措置計画に関する工程管理の強化に伴う記載の明確化</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表

変更箇所を_____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>(3) 設工認品質管理基準に適合していること</p> <p>(工事に係る検査の管理)</p> <p>第 198 条の 6 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前条第 2 項第 1 号ホに係る試験・検査（以下「使用前自主検査」という。）に合格した後でなければ、施設・設備を使用してはならない。</p> <p>2 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、使用前自主検査要領書を作成し、品質保証課長の確認を受ける。</p> <p>3 品質保証課長は、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長が行う使用前自主検査に立会い、その工事が前条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていることを確認し、その結果をセンター長に報告する。</p> <p>4 (省略)</p> <p>第 199 条 ～ 第 204 条 (省略)</p>	<p>(工事に係る検査の管理)</p> <p>第 198 条の 6 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、<u>保安管理部内各課長</u>及び工務技術部内各課長は、前条第 2 項第 1 号ホに係る試験・検査（以下「使用前自主検査」という。）に合格した後でなければ、施設・設備を使用してはならない。</p> <p>2 <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、<u>保安管理部内各課長</u>及び工務技術部内各課長は、使用前自主検査要領書を作成し、品質保証課長の確認を受ける。</p> <p>3 品質保証課長は、<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長、<u>保安管理部内各課長</u>及び工務技術部内各課長が行う使用前自主検査に立会い、その工事が前条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていることを確認し、その結果をセンター長に報告する。</p> <p>4 (変更なし)</p> <p>第 199 条 ～ 第 204 条 (変更なし)</p> <p><u>附 則 (令 0 2 (規程) 第 〇 号 令和 2 年 〇 月 〇 日)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p> <p>○廃止措置計画に関する工程管理の強化に伴う記載の明確化</p> <p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p> <p>○廃止措置計画に関する工程管理の強化に伴う記載の明確化</p> <p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加)</p> <p>○廃止措置計画に関する工程管理の強化に伴う記載の明確化</p>

変更箇所を 〇 で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)	変 更 後	変更理由
<p>第 I - 2 (1) 図 ~ 第 IV - 4 図 (省略)</p>	<p>第 I - 2 (1) 図 ~ 第 IV - 4 図 (変更なし)</p>	<p>第 I - 1 図 保安管理組織・品質保証組織 (第 4 条関係)</p> <p>〇再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更 (廃止措置推進室長の職位新設、計画管理課長を技術管理課長に職位名称変更、廃止措置技術課長の職位廃止)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表 (表)

変更箇所を 〃 で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)				変 更 後				変更理由
第 I - 1 - (1) 表 ~ 第 I - 6 表(3/5) (省略)				第 I - 1 - (1) 表 ~ 第 I - 6 表(3/5) (変更なし)				〇再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(計画管理課長を技術管理課長に職位名称変更)
第 I - 6 表 記 録 (第 68, 69 条関係) (4/5)				第 I - 6 表 記 録 (第 68, 69 条関係) (4/5)				
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	記録保管責任者	記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	記録保管責任者	
4 保守記録				4 保守記録				
イ 再処理施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	1 年間	技術部長 (品質保証課長) 放射線管理部長 (放射線管理第 2 課長)	イ 再処理施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	1 年間	技術部長 (品質保証課長) 放射線管理部長 (放射線管理第 2 課長)	
ロ 再処理施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	同 上	工務技術部長 (運転課長)	ロ 再処理施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	同 上	工務技術部長 (運転課長)	
5 再処理施設の事故記録				5 再処理施設の事故記録				
イ 事故発生及び復旧の時	その都度	廃止措置の終了についての原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	技術部長 (計画管理課長) 放射線管理部長 (線量計測課長)	イ 事故発生及び復旧の時	その都度	廃止措置の終了についての原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	技術部長 (技術管理課長) 放射線管理部長 (線量計測課長)	
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	同 上	同 上	保安管理部長 (安全対策課長)	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	同 上	同 上	保安管理部長 (安全対策課長)	
ハ 事故の原因	同 上	同 上	工務技術部長 (管理課長)	ハ 事故の原因	同 上	同 上	工務技術部長 (管理課長)	
ニ 事故後の処置	同 上	同 上		ニ 事故後の処置	同 上	同 上		
6 気象記録				6 気象記録				
イ 風向及び風速	連続して ²⁾	10 年間	放射線管理部長 (環境監視課長)	イ 風向及び風速	連続して ²⁾	10 年間	放射線管理部長 (環境監視課長)	
ロ 降雨量	同 上	同 上		ロ 降雨量	同 上	同 上		
ハ 大気温度	同 上	同 上		ハ 大気温度	同 上	同 上		
7 保安教育の記録				7 保安教育の記録				
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	センター内各部長 放射線管理部長 保安管理部長 工務技術部長	イ 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	センター内各部長 放射線管理部長 保安管理部長 工務技術部長	
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	同 上		ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	同 上		
ハ 保安教育を受けた者の氏名	同 上	同 上		ハ 保安教育を受けた者の氏名	同 上	同 上		

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 新旧対照表 (表)

変更箇所を_____で示す。

変 更 前 (平成 31 年 2 月 18 日認可版)				変 更 後				変更理由
第 I - 6 表 記 録 (第 68, 69 条関係) (5/5)				第 I - 6 表 記 録 (第 68, 69 条関係) (5/5)				○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更 (廃止措置推進室長の職位新設)
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	記録保管責任者	記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	記録保管責任者	
8 品質保証の記録				8 品質保証の記録				
品質保証に関するの文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く)	作成又は変更の都度	5年間	センター内各部長 放射線管理部長 保安管理部長 工務技術部長 安全・核セキュリティ統括部長 統括監査の職	品質保証に関するの文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く)	作成又は変更の都度	5年間	廃止措置推進室長 センター内各部長 放射線管理部長 保安管理部長 工務技術部長 安全・核セキュリティ統括部長 統括監査の職	
9 廃止措置に係る工事の記録				9 廃止措置に係る工事の記録				
イ 廃止措置計画に記載された工事の方法、時期及び対象となる再処理施設の設備の名称	各工事の終了の都度	廃止措置の終了についての原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	技術部長 (品質保証課長)	イ 廃止措置計画に記載された工事の方法、時期及び対象となる再処理施設の設備の名称	各工事の終了の都度	廃止措置の終了についての原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	技術部長 (品質保証課長)	
ロ 使用前自主検査の結果	検査の都度			ロ 使用前自主検査の結果	検査の都度			
10 その他の記録				10 その他の記録				
イ 保安規定の遵守状況の検査の結果	検査の都度	1年間	技術部長 (品質保証課長)	イ 保安規定の遵守状況の検査の結果	検査の都度	1年間	技術部長 (品質保証課長)	
ロ 運転記録 (運転記録及び運転日誌)	交代の都度	同上		ロ 運転記録 (運転記録及び運転日誌)	交代の都度	同上		
1) 規則: 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 昭和 46 年 3 月 27 日 総理府令第 10 号 2) 連続: 点検、保守などに伴う一時的な停止を除く。 3) その都度: 運転開始・停止操作時や検査等における想定される警報の吹鳴は除く。				1) 規則: 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 昭和 46 年 3 月 27 日 総理府令第 10 号 2) 連続: 点検、保守などに伴う一時的な停止を除く。 3) その都度: 運転開始・停止操作時や検査等における想定される警報の吹鳴は除く。				
第 II - 1 - (1) 表 ~ 第 IV - 7 表 (省略)				第 II - 1 - (1) 表 ~ 第 IV - 7 表 (変更なし)				